

告示第172号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年12月9日
市川三郷町長 遠藤 浩

市町村名 (市町村コード)	市川三郷町 (19346)
地域名 (地域内農業集落名)	上野地区B (上野本村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

土地所有者を年齢別にみると、現在70歳以上が4人(67%)であるが、10年後は5人(84%)を占める。土地の面積の割合は0.30ha(41%)であるが、10年後は0.57ha(78%)と増加する。また、農業後継者が50%しかいないことから、同地域で営農している担い手に集積、集約を図り、農地を保全、活用していく必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

本地域の、農地の集積・集約を進めるため、効率的な営農を可能にすることで、持続的な農地利用と地域農業の進行を図っていく。また現状作付けをしている野菜等をできる限り維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地は農業上の利用が行われる地域である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
貸付希望者は現在2名であるが、10年後には3名となる。遊休農地の発生を未然に防止するために担い手への農地の集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用して、担い手等に農地の集積、集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
本地域の、農地集積・集約化を進めるための基盤整備を含む土地改良事業を推進し、農業生産基盤の強化に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域、担い手、町、農業委員、推進委員、峡南農務事務所、JA等の関係機関と連携し多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

現状の耕作状況としては、自作が2名、貸付が5名となっており、引き続き耕作者で農地の維持管理を行う。